

久喜市自治基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 基本原則（第 3 条）
- 第 3 章 市民の権利及び責務（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 市等の責務（第 6 条 第 8 条）
- 第 5 章 市政運営（第 9 条 第 1 5 条）
- 第 6 章 議会等の責務（第 1 6 条・第 1 7 条）
- 第 7 章 情報の公開及び共有（第 1 8 条 第 2 0 条）
- 第 8 章 コミュニティ活動の推進（第 2 1 条）
- 第 9 章 参画及び協働（第 2 2 条 第 2 4 条）
- 第 1 0 章 広域的な連携及び協力（第 2 5 条・第 2 6 条）
- 第 1 1 章 自治基本条例委員会の設置（第 2 7 条）
- 第 1 2 章 この条例の位置付け等（第 2 8 条・第 2 9 条）

附則

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、平坦で豊かな自然に恵まれた地域として、提灯祭等多彩な伝統と文化を育み、今日に受け継いでいる。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、市民憲章の制定、人間尊重・平和都市宣言等を通じ、様々な取組を行い、よりよい久喜市をつくるための努力を積み重ねてきた。

しかし、21世紀を迎え、久喜市を取り巻く社会環境は大きく変貌しつつある。これまでの中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されており、また、少子高齢化の進行、高度情報化の進展、社会の成熟化による住民意識の多様化等は、住民生活に直結する福祉、教育、環境等の様々な行政課題の見直しや改革を迫るものとなっている。

このような認識の下に、市は、市民の信託にこたえるため、市民に開かれた市政運営を行い、私たち市民は、自らが市政に参画し、市と協働して、共に地域社会を築き上げていかなければならない。

市民と市は、新しい公共の原則に基づき、共に力を合わせて公共の領域を担い、そして個人の人格を互いに尊重し、認め合いながら平和で暮らしやすい地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓う。

ここに、久喜市の市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、久喜市政の全般にわたる指針として、この条例を制定する。

【解説】

・前文は、条例制定の背景を述べ、本市が目指すまちづくりにおいて、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにするとともに、本条例の制定趣旨を示したものです。

・前段では、本市の特性（市の位置、地形、伝統と文化）を、また、市民・市はこれまでも、よりよい久喜市をつくるため様々な取組（市民憲章の制定、人間尊重・平和都市宣言等）を行ってきたことを述べています。

・中段では、21世紀を迎え、社会環境が大きく変貌し、住民生活に直結する行政課題の見直しや改革が求められている現状を述べています。

・後段で、市民と市は、新しい公共の原則に基づき、共に力を合わせて公共の領域を担うこととし、久喜市政の全般にわたる指針として、この条例を制定するものとしています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、久喜市（以下「市」という。）における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働の仕組みに関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、

個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

- ・本条は、この条例の制定目的を定めたものです。
- ・「市政運営の基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働の仕組みに関する基本的事項を定める」ことによって、「市民と市との協働のまちづくりを推進し」、最終的には、「個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現する」ことを明らかにしています。
- ・本条中の「市政運営の基本原則を明らかにし」とは、自治体としての市が行う「市政運営」での基本とすべき考え方を条例として明示するという趣旨です。
- ・このことを明らかにすることによって、市民の主体的な市政への参加が図られ、また、市も自主性、自立性を高めることが期待され、ひいては、憲法第92条に定める「地方自治の本旨」の具現として、「住民自治」「団体自治」を実現することを示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。
- (2) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることをいう。
- (4) 新しい公共の原則 市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担して、公共の領域を担うことをいう。

- (5) コミュニティ 今暮らしている地域をより良くすることを目的とし、多様な活動への参画を通して形成されるつながり、組織及び集団をいう。

【解説】

- ・本条例の中で使われる用語の定義を定めています。「市民」「参画」「協働」「新しい公共の原則」「コミュニティ」の五つの用語について、その語句の表す意味を明確にしています。
- ・「市民」とは、地方自治法第10条に定める久喜市の区域内に住所を有する者に加え、市内に在勤し、又は在学する者（個人）、市内で事業を営む法人（宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人、特定非営利活動法人）、市内で活動するその他の団体（自治会、趣味のサークル等）としました。
- ・「参画」の定義には、政策の立案等の行政プロセスに市民が主体的に参加し、市民と市が共にまちづくりについて考えていこうということが盛り込まれています。
- ・「協働」の定義には、市民と市がそれぞれの役割と責任の違いを認め合いながら、協力してまちづくりを進めていくことが盛り込まれています。
- ・「新しい公共の原則」という用語が定義されていますが、この用語はこの条例でのキーワード的な言葉となっています。また、言葉としても他の自治体でも使用されており定着しているものと考え、市民と市が協働し、共に公共の領域を担うこととして定義しました。
- ・「コミュニティ」の定義については、様々な考え方があります。この条例でいうコミュニティの定義は、活動も含めたコミュニティではなく、「つながり、組織及び集団」とし、第21条（コミュニティ活動の推進）で、その活動の推進を盛り込んでいます。

第2章 基本原則

第3条 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めなければならない。

- (1) 互いの人権を認め合い、共に個人として尊重される地域社会
- (2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働

する地域社会

(3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ちた地域社会

(4) 男女が互いに認め合い、あらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う地域社会

(5) 環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型の地域社会

【解説】

・基本原則を規定する上での考え方として、ヨコ軸とタテ軸という関係で整理しました。ヨコ軸は、例えば、情報の共有、参画・協働に留意しながら、タテ軸（行政評価、健全な財政運営等）の事業を行っていくという理解です。

・ここに盛り込んである「人権の尊重」、「情報の共有、参画・協働」、「自主的かつ自立的なコミュニティの形成」、「男女共同参画」、「環境の保全」の五つを市政を運営していく上でのヨコ軸（根幹）とし、それを実現すべきものとして定めています。

・「地域社会」とは、広義には久喜市全体を指し、狭義には、市民が居住し、日常生活を営む区域です。

第3章 市民の権利及び責務

（市民の権利）

第4条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

3 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

【解説】

・本条では、前条で規定している基本原則の実現に不可欠な市民の権利として、市政に参画する権利、市政に関する情報を知る権利、行政サービスの提供を等しく受ける権利を定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、主体的にまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

【解説】

・市民の権利を前条で明記いたしましたが、本条では、「市政に参画する権利」を行使することを通じて、市民自らの自主的な判断と責任の下、自らができる範囲でまちづくりに主体的に取り組むことを定めています。

第4章 市等の責務

(市の責務)

第6条 市は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。
- (3) 計画的で、効果的かつ総合的な行政運営に努めること。
- (4) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編制に努めること。

【解説】

・本条では、市政運営していくに当たっての基本となる市の責務を定めています。市政運営方針をこの条例に明確に根拠付けることによって、市の進むべき方向を示したものです。

・本条の柱書き（各号列記以外の部分）では、自治体の究極の目標である、地方自治法第1条の2第1項に定められた「住民の福祉の増進を図ること」を盛り込んでいます。

・本条第1号は、地方自治法第2条第14項の規定を踏まえ、限られた財政資源の中で、「最少の経費で最大の効果を挙げるよう努める」と定めています。

- ・本条第2号では、市民のニーズに適切に対応するために、市民の意見を把握し、市政に反映するよう努めることを定めています。
- ・本条第3号は、地方自治法第1条の2第1項に定められた「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」ことを踏まえて、政策の総合化への取組の重要性を明確にしたものです。
- ・本条第4号では、多様化、高度化する地域課題に、迅速、的確に対応できる柔軟な組織体制を目指し、簡素で効率的な組織運営を明示したものです。

（市長の責務）

第7条 市長は、市の代表者として市民の信託にこたえ、誠実に市政を執行する責務を有する。

【解説】

・市長は、執行機関の長として、その地位や権限を選挙によって市民から与えられています。そうした意味においても市長は、市民の信託にこたえ、憲法第92条の地方自治の本旨（住民自治・団体自治）を具現化し、実行する責任者として誠実に市政を執行しなければならないことを規定しています。

（職員の責務）

第8条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、自らが市民の一員であることを自覚し、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。

【解説】

・本条の「全体の奉仕者として」は、公務員のサービスの根本基準（地方公務員法第30条）の規定を踏まえて明示したものです。

・本条は、協働のまちづくりの推進を図るため、市職員も市民の一員と位置付け、市職員は職務を遂行するに当たっては、政策形成能力、政策法務能力等の向上を図り、地方分権の担い手として市民の信頼が得られるよう努める責務があることを定めたものです。

第5章 市政運営

（総合振興計画の策定と進行管理）

第9条 市は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市は、基本構想及び基本計画等（以下「総合振興計画」という。）を効果的にかつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。

【解説】

・地方自治法第2条第4項で、市町村は基本構想を策定し、これに即して事務処理を行うよう定められていますが、本条第1項は、市が政策を推進する上での最も基本的な指針である「総合振興計画」の策定を明確に位置付け、これにより、総合的な政策を推進するよりどころとすることを定めたものです。

・本条第2項に定める総合振興計画の進行管理については、行政評価制度において、目標値を設定し、達成度を測り進行管理を行っていくこととしていきます。

(行政手続)

第10条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

【解説】

・行政手続に関するルールをあらかじめ市民に明らかにすることは、行政の透明性を図る上で基本的な要請です。そのため、既に個別条例(久喜市行政手続条例)において制度化が図られています。この個別条例たる行政手続条例に基づく行政手続の明確化について、市政における重要な仕組みとして、本条において改めて明示しました。

(説明責任)

第11条 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

【解説】

・本条は、市民の権利として規定した「市政に関する情報を知る権利」や市民が「市政に参加する権利」を行使する上での前提条件となる、市民に対する市の「説明責任」について、市政運営の根本的な原則として位置付けるものです。

(意見、要望、苦情等への対応)

第12条 市は、市民の市に対する意見、要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

【解説】

・本条は、市は市民の意見、要望、苦情等に対して迅速、誠実に対応するものとし、また、既存の制度(行政不服審査法、国家賠償法、行政手続法など)の活用によって、市民の権利利益の保護を図ることとしています。

(行政評価)

第 1 3 条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参画する外部評価を取り入れた行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。

【解説】

・行政評価は、行政内部のマネジメントのための単なるツールにとどまらず、政策形成過程における基本的な仕組みであり、市民に大きな影響を与えるものです。本条は、このことを踏まえ、本条例にこれを位置付けたものです。

(健全な財政運営)

第 1 4 条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、市民に分かりやすく財政状況を説明するため、財政状況の公表に関し法令及び別に定める条例により、これを公表するものとする。

3 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

【解説】

・本条は、財政運営に関する基本的な考え方を明示するとともに、財政情報に係る説明責任を明確化したものです。

・本条第 2 項の「財政状況の公表に関し法令及び別に定める条例により」とは、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項（財政状況の公表等）及び久喜市財政事情の作成及び公表に関する条例を指しています。

(審議会等)

第 15 条 市の審議会、懇話会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

【解説】

・本条は、附属機関等（いわゆる審議会等）の委員の選任に関して留意すべき事項及びその会議の公開について明らかにしています。

・学識経験者や市民公募委員で構成する附属機関等は、行政プロセスにおいて重要な役割を担っており、市民参画を拡充する重要な方法の一つとして位置付けられています。

・公募委員比率、男女比率を考慮して委員の選任をしなければなりません。一方では法令により委員構成が定められている場合、医療など専門性が高い場合や公募に適さない場合もあります。本条では、公募委員比率等の具体的な数値について明記していませんが、附属機関等の目的、役割等社会の状況に即応した構成にする必要があります。

・本条第 1 項の「別に条例で定めるところにより」とは、久喜市男女共同参画を推進する条例及びまだ制定されていませんが、市民参加条例などを想定しています。

・本条第 2 項の「別に条例で定めるところにより」とは、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例を指しています。

第 6 章 議会等の責務

(議会の責務)

第 16 条 議会は、市の意思決定機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民の福祉の増進に努めなければならない。

【解説】

- ・本条は、市民の代表で構成される市議会の基本的な責務を定めたものです。
- ・議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、市長と独立対等な地位にあり、相互の牽制と均衡により自治体の適正な行政運営を果たすことが求められています。その重要性から地方自治法に定められた議会についても、この条例で定めています。

（議員の責務）

第17条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。

【解説】

- ・本条は、市民の代表である市議会議員の基本的な責務を定めたものです。

第7章 情報の公開及び共有

（情報の公開及び共有）

第18条 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めなければならない。

【解説】

- ・市民参加の前提として、「市政の透明性の確保」という観点が重要です。このことを踏まえ、本条は、その根幹となる基本的な仕組みとして、久喜市情報公開条例に基づく情報公開制度及び積極的な情報の提供について、本条例において改めて位置付けたものです。

(個人情報の保護)

第 19 条 市は、別に条例で定めるところにより、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報の保護制度の確立に努めなければならない。

【解説】

- ・市が収集し、保有する個人情報の取扱いに係る基本的な事項を明らかにすることは、市政の透明性を確保し、市民からの市に対する信頼を深める上で、大きな意味があります。
- ・本条は、公正で開かれた市政を実現する上で欠かせない基本的な制度として、久喜市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度を、本条例において改めて位置付けたものです。

(情報の有効活用等)

第 20 条 市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めなければならない。

【解説】

- ・本条は、市民からの市への情報提供の要請に対して、速やかに提供できるよう適切に管理するとともに、市民のニーズに応じた情報を提供できるよう、市は、市の保有する情報を有効的に活用することを定めています。

第 8 章 コミュニティ活動の推進

第 21 条 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動（以下「コミュニティ活動」と総称する。）に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。

- 2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与するコミュニティ活動の推進を図るため、別に条例で定めるところにより、これを支援するものとする。

【解説】

- ・多様化する地域課題や市民ニーズに対し、行政だけで取り組むことが困難な状況である一方、市民の参加の意識は高まり、様々なコミュニティ活動が活発化しています。
- ・本条は、このような状況の中、市はこうしたコミュニティ活動（市民によるコミュニティづくり及びその活動）の重要性を認識するとともに、市民との協働によるまちづくりの推進を図るため、積極的に支援していこうという考え方を示したものです。また、本条第2項の「別に条例で定めるところにより」とは、まだ制定されていませんが「市民活動支援条例」などを想定しています。

第9章 参画及び協働

（参画及び協働の推進）

- 第22条 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、別に条例で定めるところにより、その機会の拡充に努めるものとする。
- 2 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、相互に信頼し、尊重し合い、及び協働するよう努めるものとする。

【解説】

- ・第4条では、「参画する権利」を市民の権利の一つとして規定していますが、本条では、この権利を担保する意味からも、市として、市民が市政に参画する機会の拡充に努め、市民の意思を広く市政に反映させていくこと、また、市民との協働を積極的に進めていこうという考え方を示すことにより、市民との協働に向けた施策のよりどころとするものです。
- ・本条第1項の「別に条例で定めるところにより」とは、まだ制定されていませんが「市民参加条例」などを想定しています。

(住民投票)

第23条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。

3 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

【解説】

・住民投票制度は、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができるという市民参加を保障する究極の仕組みです。本条は、この住民投票制度をこの条例に位置付けたものです。

・本条第3項では、「住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする」と規定されており、本条例の住民投票の規定は、非常設型となっています。したがって、住民投票を実施するためには、その都度個別の条例を制定して実施することになります。

(市民意見提出制度)

第24条 市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が意見を述べることができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

【解説】

・本条は、市民が意見を述べる機会を保障、いわゆるパブリック・コメントに関する規定です。この制度は、その一連の過程を通じて市と市民との間で情報が共有化され、より一層の市民参加の促進が図られるとともに、市民のだれもが、重要な政策の立案、計画の策定等に対して意見を言える重要な制度です。こうした点を踏まえ、本条例は、本制度を明確に位置付けるものです。

第10章 広域的な連携及び協力

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第25条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に広域的な連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

【解説】

・本条例は、地域の重要課題に対応するため、市内にとどまらず、国や都道府県を始めとする他の自治体との連携や協力を広域的に進めることを定めたものです。

(国際社会との交流及び連携)

第26条 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

【解説】

・本条は、市民一人ひとりが、お互いの歴史、文化等の違いを理解し合い、国際感覚豊かなまちづくりを推進するため、国際社会との交流及び連携に努めることを定めたものです。

第11章 自治基本条例委員会の設置

第27条 市に、久喜市自治基本条例委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- 3 委員会は、地方自治に関し識見を有する者及び市民による10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

・本条は、この条例に関する事項について市長が諮問する久喜市自治基本条例委員会の設置について規定しています。また、この委員会は、地方自治法第138条の4第3項で定めた行政機関の附属機関です。

・本条例は、市政運営の基本理念と基本的ルールを定めたものですが、実際の施策や活動の中でうまく機能しなければ、「絵に描いた餅」になりかねません。そこで、本条例自体に、その実効性を市民と行政が協働して確保するための仕組みとして、この委員会を設けることとしたものです。

・この委員会は、市民の視点からこの条例に関する事項について審議調査しようとするもので、議会の役割を侵すものではありません。

第12章 この条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第28条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

【解説】

・本条は、市政運営の最高規範であることを明確にしています。

・本条は、本条例が市政運営の基本となるものであることを宣言するとともに、他の条例等の制定改廃に当たっては、本条例に即して行うべきことを規定しています。これにより、実質的な意味での最高法規性を担保しようとするものです。つまり、法体系上、本条例は、あたかも日本国憲法が我が国の法令の頂点に立つように、久喜市の例規の頂点に立つことを意味しています。

(この条例の見直し)

第29条 市は、社会、経済等の情勢の変化に対応するため、必要に応じ、この条例を見直すものとする。

【解説】

- ・本条例は、時代の変化に応じて、市民と市で育てていくべきものであることをイメージして、「成長する条例」として議論されてきました。
- ・見直しの具体的な方法や基準は現在のところ決まっていますが、本条例の見直しは、市民参画を経て行う必要があります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1 固定資産評価審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例委員会委員	日額 6,000円
-------------	-----------

別表第2 固定資産評価審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例委員会委員	2,000円
-------------	--------